



大阪市身体障がい者手帳無料診断制度のご案内

- ・身体障がい者手帳の新規取得、再認定、又は等級変更等の手続きには、都道府県知事（指定都市市長又は中核市市長）指定の医師（以下「指定医師」という。）が作成した身体障がい者診断書・意見書（以下「診断書等」という。）が必要です。
- ・主治医が指定医師ではない等の場合は、申請者の希望により、本市が委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）又は心身障がい者リハビリテーションセンター（以下「リハセン」という。）の診断を受け、診断書等を取得することができます。

1. 対象者

大阪市内にお住まいの方で、主治医が指定医師ではない等の理由により、委託医療機関・リハセンでの診断と診断書等の発行（以下「診断等」という。）を希望する方。

※ 障がい程度に著しい変化がある場合を除き、同一障がいの診断等は1回限りとします。

2. 費用

無料

3. 申請書類

身体障がい者手帳無料診断申請書（委託医療機関のみ）

4. 利用方法

委託医療機関・リハセンでの診断等を受けるには予約が必要です。

詳しくはお住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当（以下「区保健福祉センター」という。）にご相談ください。

区保健福祉センターに申請

※ 委託医療機関の場合は、身体障がい者手帳無料診断申請書の提出が必要です。

各区保健福祉センターの連絡先等は市ホームページでご確認ください



診断等の予約

区保健福祉センターが委託医療機関・リハセンに予約を行います。

予約先での受診

委託医療機関・リハセンが指定する 必要書類（裏面を参照してください。）を持参のうえ、予約した診断指定日時に受診してください。

※ 必要書類にかかる費用は、自己負担になります。

診断書等の受取

受診後、1～3週間程度で、診断書等が発行されます。

※ 診断書等の受取方法は委託医療機関・リハセンにご相談ください。

5. 委託医療機関・リハセン

委託医療機関

医療機関名・所在地	診療科	障がい種別	診察日・時間帯
市立十三市民病院 〒532-0034 大阪市淀川区野中北2-12-27	整形外科	肢体不自由	月（9時）
	泌尿器科	じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい	月・金（15時）
	外科	ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい	月・水（9時～11時30分）
	循環器内科	心機能障がい	月・火（9時～10時30分）
	消化器内科	肝機能障がい	火・金（15時30分～16時）
	眼科	視覚障がい	月（9時～11時）
	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障がい	
	感染症内科	免疫機能障がい	金（9時～11時）
市立総合医療センター 〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22		視覚障がい	
		聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障がい	
		肢体不自由	
		心臓機能障がい	
		呼吸器機能障がい	
		小腸機能障がい	
		じん臓機能障がい	
		ぼうこう・直腸機能障がい	
		免疫機能障がい	
		肝臓機能障がい	

【必要書類（持参するもの）】

区保健福祉センターで発行される身体障がい者手帳無料診断依頼書のほか、診療情報提供書等
※ 診療情報提供書等の必要書類にかかる費用は、自己負担になります。

診療機関名・所在地	診療科	障がい種別	診察日・時間帯
心身障がい者リハビリテーションセンター 〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55	眼科	視覚障がい	
	神経内科	音声・言語機能障がい、肢体不自由	
	耳鼻咽喉科	聴覚障がい	
	整形外科	肢体不自由	
	内科	心臓機能障がい	
		呼吸器機能障がい	

【必要書類（持参するもの）】

各診療科の必要書類は以下のとおりです。

- ・眼科及び耳鼻咽喉科：診療情報提供書
- ・神経内科：診療情報提供書、頭部の画像（CTかMRI）
- ・整形外科：診療情報提供書、患部の画像（X線かCTかMRI）
- ・内科
 - 心臓機能障がい：診療情報提供書、胸部レントゲン写真、心電図（検査結果が3か月以内のもの）
※ ペースメーカー埋込の場合は、上記に加えて、心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度（クラス）や日常生活活動の制限の程度（身体活動能力質問表による：メッツ）に関する情報提供が必要です。
 - 呼吸器機能障がい：診療情報提供書、胸部画像（X線）、呼吸器機能検査結果、血液ガス検査結果（検査結果が3か月以内のもの）

※ 診療情報提供書等の必要書類にかかる費用は、自己負担になります。

【注意事項】

18歳以上が対象です。